

平成 27 年度第 4 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 12 月 21 日 (月) 13 : 30 ~ 17 : 00

2 場 所 長野県庁 議事棟 404、405 号室

3 内 容

○ 議事

- (1) 穂高広域施設組合 (仮称) 穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に関わる環境影響評価方法書について
- (2) 長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について
- (3) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 窪 久 美 子
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 寛 志 (委員長職務代理者)
中 村 雅 彦
野 見 山 哲 夫

5 欠席委員 (五十音順)

亀 山 章
花 里 孝 幸

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成27年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしく願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。亀山委員及び花里委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、ご面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様年末のご多忙の時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。野見山委員におかれましては、電車の遅延ということで少し遅れてお見えになりますので、先に進めさせていただきます。

では初めに、本日の会議の予定と配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしく願いいたします。

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「穂高広域施設組合(仮称)穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について、本日は方法書に係る第1回審議でございますので、資料1により事業者から方法書の概要を説明いただき、御議論をお願いいたします。

続いて、議事(2)の「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアル」について、資料2及び資料3により事務局から説明し、御議論をいただきます。

なお、技術指針につきましては、改正条例が施行される来年1月13日までに告示し、県報に登載することが必要となります。本日の審議で本委員会として改正案を決定したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、技術指針マニュアルについては、本日の審議で概ねの内容を固め、更に検討が必要な部分は関係する委員の方と個別に調整させていただいた上で、来月のできるだけ早い時期に改正案を固めたいと考えています。

最後に議事(3)の「その他」において、前回の委員会で御議論いただいた一般国道153号伊駒アルプスロードの計画段階環境配慮書について、資料4により事務局から説明し、御議論いただき、概ね17時には会議を終了する予定としています。

次に、議事(1)の穂高クリーンセンターごみ処理施設環境影響評価方法書につきまして、これまでの経過を簡単に説明させていただきます。

本事業につきましては、長野県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続の実施主体である穂高広域施設組合から方法書の提出があり、12月17日に公告し、来年の1月18日までの1か月間、穂高広域施設組合や関係市町、長野県庁など8か所で縦覧に供しています。同時に、県のホームページに掲載し、随時、御覧いただけるようにしています。

住民の皆様などからの方法書に対する環境保全の見地からの御意見については、事業者が窓口となり12月17日から来年2月1日までの期間で提出いただくこととなっています。

また、本事業に係る現地調査を12月22日(火)、24日(木)、25日(金)に行うことと

していますのでよろしくお願いします。

最後に、本日の会議資料ですが、会議次第に記載のとおり、お手元に資料1から資料4を配布させていただいています。

資料1「穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書の概要について」は、事業の内容、経過及び方法書の概要をまとめたものでございます。また、委員の方には12月22日（火）、24日（木）、25日（金）に実施する現地調査の資料を併せて配布させていただいています。

資料2「長野県環境影響評価技術指針改正案（10月1日施行）」は、平成28年10月1日に施行される配慮書に係る改正を含む長野県環境影響評価条例と同時に施行する技術指針の案であり、補足資料として資料2-1から2-4を添付しています。

資料3「長野県環境影響評価技術指針マニュアル改正案」は、技術委員会における御意見や県関係機関からの意見を踏まえて修正した技術指針マニュアルの改正案であり、委員の方にはフラットファイルに綴じた形で配布させていただいています。

資料4は、前回の技術委員会で審議をお願いしました一般国道153号伊駒アルプスロードの計画段階環境配慮書に対する知事意見（案）であり、補足資料として資料4-1から4-2を添付しています。

事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。

それでは早速、議事の（1）の審議に入りたいと思います。「穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について」ということです。本日は事業者の方々に御出席いただいています。事業者の皆様には御多忙の中、御出席くださり、ありがとうございます。では資料1の説明を事業者からお願いいたします。

コンサルタント
味澤
(株式会社環境技術センター)

それでは御説明をさせていただきます。

私は、コンサルタントとして関わらせていただいています、株式会社環境技術センターの味澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは資料1の御説明です。環境影響評価方法書の概要について、第1に「事業計画の概要」について御説明いたします。対象事業実施区域周辺の概要についてです。対象事業実施区域は、長野県安曇野市北穂高狐島地区となります。西に北アルプス連峰があり、そこから川が流れ下った一番低い所に対象事業実施区域があります。後で図面を見ながら説明をさせていただきます。気候としては、典型的な内陸性気候です。

それから事業実施の背景ですが、現在、既存のごみ焼却施設「穂高クリーンセンター焼却プラント」があります。こちらの施設は平成6年9月の竣工で、老朽化が進んでいます。平成24年度に更新する計画が一時期ありましたが、先送りをしてきました。理由としては、敷地内のし尿処理施設の改造を優先したためです。今現在の焼却プラントは温水を利用していますが、全てを使い切れていませんので、エネルギーを捨てているような状態です。建て替えに際して、エネルギーの回収を更に進めたいと考えています。建設候補地の概況ですが、現有施設の隣に新しい施設を造る計画です。こちらの用地については、平成16年度に地元地区との建て替えに関する協定を締結し、地元の自治体には同意を得ている状況です。用地自体も組合が所有している用地です。そして、今現在こちらの用地はグラウンドとして使用しており、地元からの要望を受けて建て替えまでの間、グラウンドとして利用することになりました。

続いて、事業計画の概要です。事業者は穂高広域施設組合、構成市町村は安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村、麻績村の6市町村で構成された組合です。事業の種類としては、廃棄物処理施設の建設、ごみ焼却施設、処理能力が120 t/日です。こちらは条例アセスメントの4 t/時以上に該当いたします。

施設整備に関する基本方針ですが、施設整備にあたり6つの基本方針を掲げ、事業を進めています。1番目の最終処分量の最小化、2番目の循環型社会を目指した資源・エ

エネルギー回収の推進、3番目の環境負荷の低減、4番目の処理費用の適正化と情報公開、5番目の可燃性粗大ごみの処理、6番目の災害に強い施設ということで進めています。

対象事業実施区域の具体的な場所はこちらです。方法書の予備調査の範囲は対象事業実施区域から半径4kmと設定をしています。4kmの範囲に入るのは、安曇野市、池田町、極僅かですが松本市となります。こちらに地形図を用意しています。川が流れ下ってきた一番低いところに対象事業実施区域があるとお話ししましたが、高瀬川が北から流れ込み、西からは穂高川が、南からは犀川が流れ込んでおり、三川合流地点に対象事業実施区域が位置します。御覧いただくとそれ以外に万水川、蓼川、欠の川、赤川と多くの河川が集中する特徴のある地域です。こちらが、拡大した対象事業実施区域です。右にあるのが、し尿処理施設、左にあるのが、現有焼却施設、太枠で囲んだ部分が新しい事業計画地となります。そして、温水を供給しているプールと温泉、体育館の施設がある「あづみ野ランド」があります。こちらが遠くから見たものとなります。赤い枠で囲んだ部分が対象事業実施区域、こちらの煙突が現有施設となります。右に高瀬川、左に穂高川、下に犀川があります。河畔林が分布しており、広く農地があり、集落が点在している状況です。

続いて施設計画になります。敷地面積は17,000㎡。処理方式については4つのうちいずれかを選択いたします。焼却のみの場合、それから焼却と灰溶融もしくはガス化溶融を組み合わせたもの、バイオガス化と焼却、バイオガス化と焼却と灰溶融、もしくはバイオガス化とガス化溶融の4つの選択肢があります。ただ、方法書の作成段階では4つの選択肢がありますが、処理方式の選定により2番目の焼却と灰溶融もしくはガス化溶融、4番目のバイオガス化と焼却と灰溶融、もしくはバイオガス化とガス化溶融、この「溶融」を外す方向で進行しています。炉形式として全連続焼却方式、24時間稼働を想定しています。施設規模は120t/日ですが、60t/日の2炉を想定しています。処理対象物は可燃ごみを中心として、し尿処理のし渣や災害廃棄物を含めて考えています。

先ほど、バイオガス化施設というのが出てきましたが、バイオガス化を簡単に御説明いたします。生ごみやし尿等を発酵させメタンガスを取り出す技術で、メタンガスはエネルギーとして発電や燃料供給等、有効利用いたします。そしてエネルギー供給が出来るため、温室効果ガスの排出削減に寄与できます。なお、バイオガス化施設には乾式と湿式があり、当組合では排水の少ない「乾式」の導入を検討しています。可燃ごみ中の生ごみ、剪定枝や落ち葉そして紙類が処理対象となります。また、ガスを取り出した後の残さは焼却施設で処理をいたします。当組合では資料の写真の施設で、平成17年から24年に掛けてバイオガス化施設の実証実験をしており、平成17年から21年にかけてはNEDOの事業として、平成22年は環境省の委託事業として実証実験をしてきました。

続いて施設の計画です。稼働の開始の年度は平成33年の予定です。環境影響評価は平成29年まで予定をしており、施設建設が3年間、平成33年の稼働開始を目指しています。

そして、排ガスの計画値の想定ですが、現段階の想定では、ばいじん量が0.01g/Nm³以下、硫黄酸化物が50ppm以下、窒素酸化物が100ppm以下、塩化水素が50ppm以下、ダイオキシン類が0.1ng-TEQ/Nm³以下と想定をしています。

排水の計画ですが、プラントの排水については、再利用し放流を行わない計画としています。生活系の排水については、浄化槽で処理後、隣接する赤川に放流する計画です。余熱利用の計画は、エネルギーセンターとして位置づけ、回収したエネルギーを有効活用していきます。そして、あづみ野ランドに引き続き熱を供給し、更に発電を行ない温室効果ガスの排出削減に寄与していく計画です。

以上で事業計画の内容は終わりますが、続いて環境影響評価の項目について御説明いたします。こちらは方法書の179ページを簡単にまとめたものとなります。環境要素として、大気質等17項目を選定いたしました。唯一取り上げないのは「文化財」です。半径1kmの範囲内に文化財等が無いので対象から外していますが、それ以外は取り上げます。特に重点化する項目として「大気質」、そしてバイオガス化施設が入る可能性があることから「悪臭」を重点化する考えです。

次にそれぞれの調査、予測、評価について御説明いたします。まず大気質について、

調査項目として、①環境大気では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、微小粒子状物質、降下ばいじんの現況調査を行なう計画です。②道路周辺大気として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン、微小粒子状物質としています。③気象調査は地上気象と上層気象。調査頻度ですが4季、各7日間。地上気象は通年。上昇気象は4季、各5日間の計画です。図面を御覧ください。対象事業実施区域が中心にあります。東西南北それぞれの集落の代表点に環境大気の調査地点を設定しています。そして、矢印で御示ししているのが、ごみの搬入車両の通行ルートになっています。対象事業実施区域に向かって北側からのルート、西側からのルート、南側からのルートのそれぞれの代表に道路の大気の調査地点を設定しています。

大気質の予測方法ですが、工事による影響として、「運搬」「土地造成、掘削、舗装工事・コンクリート工事、建築物の工事」の予測を行います。運搬については二酸化窒素、浮遊粒子状物質をプルーム・パフによる予測、粉塵については定性的な予測をする計画です。土地造成や掘削、舗装工事・コンクリート工事、建築物の工事についても二酸化窒素、浮遊粒子状物質をプルーム・パフ、塵についても定性的な予測をする計画です。

存在・供用による影響として、影響要因について「自動車交通の発生」「可燃ごみ処理施設の稼働」「廃棄物の排出・処理」この3項目の予測を行います。それぞれの予測方法はお示しのとおりですが、特に可燃ごみ処理施設の稼働については、プルーム・パフによる長期平均濃度と短期高濃度を行います。

大気質の評価ですが、評価の方法として、「1）環境に対する影響緩和の観点」ということで、環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、環境保全への適正な配慮がなされているか評価します。「2）環境保全のための目標等との整合の観点」では、環境基準と塩化水素に係る目標環境濃度との比較によって評価を行う計画にしています。

次に、騒音、振動、低周波をまとめて御説明いたします。中心に対象事業実施区域があります。先ほどお話しましたように、矢印が搬入ルートになります。搬入ルートの北、西、南の大気質の調査地点と同様の場所で騒音、振動の調査を行ないます。又、対象事業実施区域の敷地境界において騒音、振動、低周波の測定を行います。一番近い民家の近辺でも総合騒音、振動、低周波の測定を行います。

騒音について、工事による影響の「運搬」「土地造成、掘削、舗装工事・コンクリート工事、建築物の工事」の予測として、ASJモデルを使用した予測を行う計画です。

存在・供用による影響については、「自動車交通の発生」として、搬入車車両の影響ということでいきますと、対象事業実施区域は現在の施設とほぼ同様の場所にありますので、搬入の状況はほとんど変わらないと想定されることから、予測手法としては将来の通行台数の変化に着目した定性的な予測を行いたいと考えています。そして、可燃ごみ処理施設、破碎施設からの騒音については、音の伝搬理論に基づく予測式により予測を行う計画です。

振動についても同様です。影響要因は同じ要因となっておりますが、「運搬」に関わる予測方法は建設省の土木研究所式によって予測を行います。それ以外は、振動の距離減衰式により予測を行う計画です。

低周波については、工事による影響はありませんが、存在・供用による低周波の予測として、「可燃ごみ処理施設・破碎施設の稼働」について、類似施設における測定結果等を基に定性的に予測を行う計画です。

続いて騒音、振動、低周波の評価ですが、評価の方法として1番は大気質の影響緩和の観点と同様です。2番の環境保全のための目標等との整合の「騒音」について、安曇野市は公害防止条例があり、こちらと比較し評価を行う予定です。「振動」については、特に規制値はありませんが、振動規制法の規制基準を参考に評価を行う計画です。そして、低周波音については、「低周波音問題対応の手引書」の「参照値等」を参考に評価を行う予定です。

続いて悪臭です。悪臭の調査としては、特定悪臭物質と臭気指数の調査を行なう予定です。調査の頻度は夏と冬の年2回、調査を行なう計画です。調査地点は、中心の対象

事業実施区域から東西南北の大気質と同様の場所で排ガス由来の臭気の状態を測定する計画です。

次に予測ですが、存在・供用による影響の1つとして搬入車両について、現況調査の結果を参考にし、類似事例等を基に定性的に予測を行う計画です。「可燃ごみ処理施設の稼働」の、煙突排出ガスによる悪臭については、大気の拡散式に基づき予測を行います。施設からの悪臭の漏洩については、類似施設の測定事例等により定性的に予測を行う計画です。悪臭の評価ですが、2番の目標等との整合の観点を御覧ください。平成27年10月1日より安曇野市公害防止条例の臭気指数規制が新しく始まりました。こちらの臭気指数規制の値と比較し評価を行う計画です。

次に水質です。先ほどお話ししましたように、水質については生活系の排水は浄化槽を通して放流する計画です。太枠の囲み部分に施設が建設される計画ですが、こちらに隣接する「赤川」に排水する計画です。現況の水質調査としては、事業実施区域の下流に当たる1点を計画しています。調査の内容として、平常時の生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量の調査を行いません。そして、降雨時のpH、浮遊物質量、濁度の測定を行う計画です。それから、対象事業実施区域の土質について、粒度組成と沈降試験の調査を行いません。調査頻度については、春夏秋冬の年4回行います。

工事による影響の予測として、「土地造成」「掘削」「舗装工事・コンクリート工事」の際に、建設工事中の雨水、濁水が発生するか予測を行います。工事の内容や水質、土質の現地調査結果を基に類似事例の引用もしくは解析により予測を行います。次に、存在・供用による影響として、可燃ごみ処理施設の稼働に伴い、浄化槽の排水が出る可能性があることから、「水の汚れ」、「水生生物」への影響を予測していく計画です。評価については、環境基準等を環境保全の目標として評価を行う計画です。

続いて、水象、地盤沈下、地形・地質をまとめて御説明いたします。調査項目として3つの項目について、「湧水の分布」、「地下水の利用状況」、「地下水位」、「地形・地質」を調査項目として挙げています。調査頻度として、湧水の分布については4季。地下水の利用状況は聞き取り、地下水位は毎月1回の計12回、地形・地質は踏査を1回行う計画です。工事に掘削があり、対象事業実施区域は三川合流地点に位置していることから地下水位が高いため、浸出水があるということから調査を行います。

予測ですが、掘削の影響として「地下水位」について、工事の内容及び現在の地下水の状況を踏まえて類似事例の引用・解析によって水象の予測を行います。存在・供用による影響として、新しい施設は井戸を掘り地下水を取水し利用する計画としており、それに対する地下水への影響がどうなるか予測する予定です。地盤沈下についても水象と同じような項目で予測を行います。地形・地質の予測方法については、「土地の安定性」として、掘削の工事に伴う土地の安定性への影響を予測します。

評価として、特に水象については地下水位に著しい影響を及ぼさないことを目標に掲げ、評価を行います。

次に土壤汚染です。新しい施設が建つことにより今現在の土が動かされ、周辺に対する影響が出てしまう側面と、焼却施設ですから排ガスによって周辺の土壤に影響を及ぼす側面の2点から調査を行いますが、「環境基準項目」、「ダイオキシン類」について大気質の調査地点と同じように、対象事業実施区域の東西南北及び計画地で調査を行なう予定です。予測ですが、工事による影響として「残土等の土壤汚染」があるかということで、工事内容及び現地調査結果を基に予測を行います。存在・供用による影響として、「焼却施設の稼働」による影響ということで、大気質におけるダイオキシン類の予測結果を基に土壤のダイオキシン類の濃度を予測していく手法を考えています。「廃棄物の排出・処理」については廃棄物の排出・処理の計画を基に予測を行います。評価については、土壤の環境基準及びダイオキシン類の環境基準との比較を行います。

続いて植物、動物、生態系ですが、基本的には植物と動物については対象事業実施区域の周囲200mを調査範囲として設定しています。調査内容として植物は「植物相」、「植生」、「注目すべき個体、集団、種及び群落」が調査内容となります。動物については「動物相」と「注目すべき種、個体群」として、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、

陸産貝類、魚類を含む水生生物の項目を挙げています。周囲200mの範囲となりますと、このような範囲になります。線で囲ってある部分が対象事業実施区域になります。200mの中には河川や河畔林、裸地のような部分、農地、集落等が含まれてきます。

調査方法として植物相については「現地踏査」を基本に、季節は早春、春夏秋の計4回としています。動物の哺乳類については任意観察、センサーカメラ、フィールドサイン法、トラップ法を考えています。鳥類についてはラインセンサス法、ポイントセンサス法、踏査による任意確認を考えています。両生類・爬虫類は任意観察・トラップ法を考えています。鳥類については、行動範囲が広いことや注目される鳥類が確認される可能性があることから、適宜半径1kmまで調査範囲を拡大して行っていく予定です。こちらに「御宝田遊水地」があり、雁・鴨が多く飛来する範囲も半径1kmの範囲に含まれてきます。昆虫類については任意採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、陸産貝類は任意確認、水生生物は任意採集、底生動物はコドラート法としています。

続いて予測の方法ですが、植物、動物、生態系について一般的なやり方ですが、対象事業の計画と現地調査の結果を重ね合わせ、予測を行う予定です。評価としては、影響緩和の観点から実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、環境保全への適正な配慮がなされているか評価をいたします。

次に景観になります。調査項目として、「景観資源及び構成要素」、「主要な景観」としています。先ほどお話した「御宝田遊水地」は、そこから眺めるアルプスが有名で、アルプスを背景に白鳥が飛ぶのを写真に撮ることも良く行われ名所となっておりますので、調査地点として選定します。それから、南側に「大王わさび農場」があります。こちらは重要な観光拠点となっており、こちらからの眺めも押さえておきたいため、調査地点といたしました。眺望景観として、東側に「長峰山の展望台」があります。こちらからの眺めも取り上げます。そして日常的な景観として、「安曇橋」、「犀川橋」の2ヶ所から施設がよく見えるため代表地点として選定をいたしました。調査回数は春夏秋冬の年4回としています。予測の手法として、フォトモンタージュ法で進めて行く予定です。評価の方法は同様に影響緩和の観点として実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているか進めていきます。

次に触れ合い活動の場ですが、先ほどお話いたしました「御宝田遊水地」は特に冬場は多くの水鳥が飛来しますので、人も集まり眺めを楽しむ、というように利用されています。また、この一帯は周遊型の観光地となっておりますが、その中の拠点として「大王わさび農場」があります。この2つを対象として取り上げ、利用状況、交通量の状況の調査を行ないます。利用状況の調査は春夏秋冬の4回、交通量の状況は夏と冬の2回、調査を行なう予定です。続いて予測の工事による影響ですが、工事関係車両の走行台数を踏まえた、渋滞に対する影響の予測、そして、騒音・振動の評価結果を基に工事中の触れ合い活動の場に対する影響の予測を考えています。次に存在・供用の影響として、眺望景観に与える影響ということで、景観の評価結果に基づき予測を行います。そして、搬入車両の自動車交通の発生については、走行台数の変化を踏まえ渋滞に対する予測を行います。施設の稼働については、騒音、振動、低周波音及び悪臭の評価結果を基に触れ合い活動の場に対する影響を予測していく計画です。こちらも評価の観点は同様です。

続いて廃棄物等ですが、こちらは資料調査によって廃棄物等の発生状況の調査を行ないます。予測については、施工計画、環境保全対策及び類似事例の参照等により予測を行います。次に評価ですが、影響緩和の観点は同様です。目標等との整合の観点については、「長野県建設リサイクル推進指針」を参考に比較し、評価を行います。

最後になります。温室効果ガス等ですが、予測として存在・供用による影響ということで「自動車交通の発生」、「処理施設の稼働」に伴う温室効果ガスの排出量の計算を行い、予測を行います。そして評価の目標等との整合として、「長野県地球温暖化防止県民計画」における削減目標を参考に比較し、評価を行います。

説明は以上です。ありがとうございます。

片谷委員長	<p>ありがとうございました。先に申し上げればよかったのですが、事業者の皆様複数お見えになっていますので、どなたか代表で紹介していただいてもよろしいですか。</p>
事業者 二 條 (穂高広域施設 組合)	<p>事業者を代表して御挨拶申し上げます。穂高広域施設組合事務局長の二條と申します よろしくお願いたします。本日出席している事業者の4名の紹介をしたいと思います す。次長の小林と申します。コンサルタントとしてお願いしています、環境技術センタ ーの味澤と清澤です。以上4名、事業者として出席させていただいています。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございました。それでは御説明いただきました事業計画と方法書の調査、 予測及び評価の方法に関する内容につきまして御質問を承りたいと思います。明日以 降、現地を視察した上でないと質問しにくい面もありますが、よろしくお願いたします。 量が多いので、最初は事業計画について御質問があれば承ります。佐藤委員どうぞ</p>
佐藤委員	<p>スライドの4ページで、現有施設の処理能力が150 t / 日となっていますが、現在は この量を処理しているのでしょうか。また、5ページの新施設の処理能力が120 t / 日 となっていますが、これはごみの量が減るということでしょうか。</p>
事業者 二 條	<p>現有施設につきましては、平成6年に稼働いたしました、50 t / 日の炉が3基の150 t / 日の流動床の準連施設で、24時間稼働の施設ではありません。また、平成6年当時 は、ごみ減量に関する活動等が進んでいない状態で整備されたので、150 t / 日という 規模になりましたが、その後、当組合のエリアにおけるリサイクルの推進、平成13年 度から始まった可燃ごみの有料化によりごみの減量化は進んできました。そのため、現 状の計画では最大規模で120 t / 日で十分と考えています。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございました。図書を作成されるときに、できれば現有施設との比較が分 かるように横並びの表などを記載していただけると分かりやすいと思います。準備書以 降の図書に記載いただければ、現有施設よりも規模が縮小されることや、処理方式が異 なることによって、環境負荷はより小さいものになるはずですので、そういったことが 一目でわかる形にさせていただいた方が、住民の方々にとっても分かりやすい図書とな ると思います。 それでは他の御質問を承ります。梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	<p>後の評価にも関連することですが、現有施設と隣接するということで、搬入車両の経 路は変わらないと思いますが、スライドの20ページに記載の搬入経路について、それ ぞれのルート現在の交通量を教えていただきたいと思います。</p>
コンサルタント 味 澤	<p>現況の交通量については、方法書に記載しました調査地点では把握しておりません。 しかしながら、それぞれの地区ごとに搬入車両の搬入台数を組合で把握していますの で、それぞれのルートごとにおける搬入車両の年間台数は把握しております。</p>
梅崎委員	<p>道路の道幅等から現地の状況が分かりますので、できれば現地調査の前には教えてい ただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>一番早い現地調査は明日ですので、間に合うかどうかという問題がありますが、遅く とも次回の委員会の時までには、現況の搬入車両の交通量をお示ください。</p>
梅崎委員	<p>それと処理方法がガス化溶融ということで溶融スラグになると思いますが、その搬出 経路とどこに持っていくのかを教えてください。</p>
事業者	<p>当組合の処理方式の検討結果を申し上げますと、灰溶融若しくはガス化溶融は選定し</p>

二 條	<p>ておりません。焼却か焼却+バイオガス化であり、熔融スラグは出ず、焼却灰が出ます。現状、当組合の最終処分場が未整備であり、現在の搬出先として県内は中野市豊田と野沢温泉村にある飯山陸送(株)の最終処分場が中心です。その他一部は秋田県の小坂町のDOWA エコシステム(株)に搬出しています。搬出のルートは、DOWA エコシステム(株)の場合は3ヶ月くらいしか搬出しておりませんが、JR貨物のコンテナで送り、飯山陸送(株)はダンプで搬出しています。</p>
梅崎委員	<p>ありがとうございました。今後の検討の中でいろいろあると思いますが、搬出についても影響があると思いますので、検討していただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>他の御質問ありますか。富樫委員どうぞ。</p>
富樫委員	<p>かなり早い段階での方法書の作成なので、施設の配置、煙突の高さ及びピットの深さといった数字が記載されていませんが、方法書の記載をみると「並行して実施している施設基本設計の中で検討し予測評価を行う」としています。これはいつごろそのような数字が分かってくるのでしょうか。</p>
事業者 二 條	<p>本年度中に基本設計でのある程度の数値は見えてきますが、詳細仕様に係る内容につきましては平成 28 年度中になる予定でございます。基本設計に係る処理能力や煙突高さについては現有施設と概ね同等としておりますので、住民の方々も現在よりも多少小さいプラントになるのだろうという予想をされていると思っております。</p>
富樫委員	<p>実際に調査、予測及び評価を行うに当たって、その辺りがある程度想定していなければ、予測・評価はできないと思いますので、決まらない部分は最大値を見込んで実施していただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>アセスの方法書段階で設計内容が決まっていないというのはしばしばありますが、予測・評価に直接影響する部分については、幅があってもかまいませんので、幅で示していただいて、その最大値の場合で環境影響を予測・評価していただくと説得力があります。すぐに思いつくものとして、煙突の高さと建物の高さ及びピットの深さについては、最低限として数字を示したうえで予測・評価をしていただく必要があります。</p>
富樫委員	<p>補足ですが、現況の施設と大差ないイメージとおっしゃっていましたので、現況施設がどの程度の規模なのかを示していただきたいと思います。</p>
事業者 二 條	<p>例えば、煙突については現有施設が、航空法の関係上 59mとなっておりますので、最大 59mで考えております。しかしながら、ピットの深さについては、現有施設の容量が 2.5 日分というような状況ですが、稼働日数から申し上げますと、一週間以上の容量が要るので、深さは現況より深くなる見込みです。そういった部分につきましてはできるだけ早い段階で最大値を環境影響評価に示したいと思っております。また、現有施設では一階部分をプラットホームとなっておりますが、災害対策や湧水地帯ということを考慮すると、場合によっては2階部分にプラットホームを設置する可能性があるかもしれませんので、建物の高さは大きくなる可能性があります。その辺りも影響評価の段階に間に合わせるような形で考えていきたいと思っております。</p>
片谷委員長	<p>それは適宜お願いします。ついでに処理方式についても4つのうち、2つが消えて、残り2つというお話がありましたが、この2つの処理方式についても予測・評価の段階で決まっていない場合は、より環境影響の大きい方で予測・評価項目の予測をしていただければよく、必ず次の図書までに全てが確定しなければならないということではありませんので、その辺りは適切に判断をお願いします。</p>

	その他いかがでしょうか。小澤委員どうぞ
小澤委員	バイオガス化というのが候補に挙がっていて、実証試験も行われているということですが、その方式のデータは実証実験の中で得られているということですのでよろしいのでしょうか。
事業者 二 條	平成 17 年度の委託実証実験ということで乾式メタン発酵施設が採択され、平成 22 年度は環境省のモデル施設ということで実証実験を行いました。その後平成 23 年度、24 年度はプラントメーカーが実証実験として活用しておりましたので、かなりの長期間実証実験をしておりました。ごみでメタンガスを発生させてそれを発電に活用するということについては有効なデータが得られております。メタンガス化については技術的に非常に有効であると実証できました。
片谷委員長	塩田委員どうぞ。
塩田委員	周辺に小学校などがありますが、ゴミ収集車が往来している時間帯と登下校の時間帯は重なるのでしょうか。
事業者 二 條	ごみの収集に関しては遠いエリアで 8 時ごろに開始する予定で、近いエリアは 8 時半からの収集になります。小学校等の登校時間は 8 時ぐらいまでには小学校に登校しているような状況ですので、収集時間と登校時間が重なることはほとんどないと考えております。下校時間につきましては、遅くとも 2 時半にはごみの収集が終了しておりますので、重なることはありません。
片谷委員長	これは現有施設の隣に建設する案件ですから、現状で問題が起こっていなければ問題はないと思いますが、それに関連して苦情等がありますか。
事業者 二條	全くありません。
片谷委員長	それでは問題はないでしょう。 それでは時間の制約もございますので、次に調査、予測及び評価について御質問を承ります。塩田委員どうぞ。
塩田委員	スライドの 25 ページに騒音、振動、低周波音の調査について記載がありますが、ごみ収集車は形式から言うと大型車に相当すると考えてよいですか。
コンサルタント 味 澤	所謂パッカー車になりますので、法規上の大型車かどうかは別として、一般的にみて大型車であると考えてよいかと思えます。
塩田委員	地盤卓越振動数の予測については土木研究所方式で予測すると記載がありますが、この式は道路管理者が新たに作成する道路を大型車が走った際に発生する地盤の振動数がどれくらいなのかを想定する式です。ごみ収集車が大型車であれば、ごみ収集車の地盤卓越振動数を測定しなければ意味がありません。そこは理解していただきたいというのが一つです。 もう一つは、低周波音の手引書について環境影響評価では使用してはいけないとされています。そのため、評価値をどうするかというのは非常に難しいと思います。その点については、イギリスのサルフォード大学と英国環境・食糧・農村地域省 (Defra) で出されている Moorhouse の評価曲線を利用していただければと思います。こちらは公表されているので、インターネットでダウンロードできます。それが難しければ昭和 50 年代に文部科学省が実施したものがあります。

また、煙突に関することですが、現有施設の炉は3基ありますね。新施設は2基です
ので熱量がより高くなるのではないのでしょうか。そうなるとバーナーの種類によっては
煙突から低周波音が出る可能性がありますので、そこは確認してください。

片谷委員長

事業者からこの場でお答えすることや確認することはありますか。

コンサルタント
味澤

低周波音の評価については持ち帰ってどのように扱うかを検討したいと思います。

片谷委員長

鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

大気質と悪臭の観測地点に関することですが、図を見ると4地点が候補になっていま
すが、谷沿いに風が流れていく可能性があります。また、明科の市街地が北東側にあり
ますので、No. 3の観測地点は施設から見てもう少し北東側に移した方が影響を見るの
に良いのではないのでしょうか。

コンサルタント
味澤

方法書の151ページを御確認ください。こちらは今現在で大気質の測定を組合及び安
曇野市で調査をしている地点です。今お話しがあったより北東側での設置についてです
が、この図面で言いますとNo. 3の位置が概ねそのような方向になっているのではない
かと思います。こちらと合わせて行うことでカバーできるのではないかと考えていま
す。

鈴木委員

151ページのNo. 3、4のどちらにしても明科の市街地の方ではないですよ。地形
的に谷沿いに空気が流れるので、明科の市街地方向にも流れ込むのではないかと考え申
し上げた次第です。

片谷委員長

今の意見と関連しまして、この151ページで測定しているのはダイオキシン類のみで
他の大気質はこの調査では測定していませんよね。今回新たに設定される現地調査地点
は二酸化硫黄やSPM等を対象にしているということなので、測定項目が足りないと思わ
れます。No. 3には公共施設があるのですか。

コンサルタント
味澤

No. 3は中学校があります。明科中学校です。

片谷委員長

先ほどお話しがあった151ページのNo. 3の測定地点でも簡易測定等で他の大気質の
測定も検討してください。

中村寛志委員どうぞ

中村寛志委員

水質と動物の関連で、方法書203ページにおいて水質の調査地点の記載がありますが、
現在稼働している処理施設の排水はどこに流されているのでしょうか。また、流されて
いる排水の温度の測定は行っているのかということと、新施設の排水先は同じ場所にな
るのかということをお聞きしたいと思います。

事業者
二條

現在の焼却プラントは完全クローズドシステムで一切排水はありません。生活排水に
ついては焼却施設の中で処理しています。しかしながら、新施設については場合によっ
ては生活排水を赤川に排水する可能性があるということで方法書の中に記載していま
す。

中村寛志委員

こちらは三川合流地域で絶滅危惧種などの水生昆虫が存在しているところ。この
赤川に排水されるのであればその排水ポイントを示していただきたいと思います。ま

た、排水温度が水生昆虫にとっては重要ですので、温度についても測定項目に追加していただき、また、排水温度が高温であればどれくらい下流になれば周囲の水温と同じになるのかということを確認するために、水温の測定地点は二箇所必要だと思えます。

片谷委員長

現況では排水していないということですが、予測するときにその排水の温度が何℃になるのかという予測の際に、バックグラウンドで現況の水温の調査が必要になるでしょうから、今の御指摘は可能であれば、赤川の上流側、あづみ野ランドが温水を排水しているはずなので、それよりも上流側と施設よりも下流側でのデータがあれば影響を予測した時に議論がしやすくなります。

中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

方法書 219 ページの動物の範囲について、ここは湧水にいろんな水生動物がいると思います。ここではわさび田が施設の南側にありますが、その湧水についても調査されるのでしょうか。また、その調査方法はどのような方法なのでしょうか。

コンサルタント
味 澤

今のお話は昆虫の調査でよろしいですか。対象事業実施区域の南側はわさび田となっており、調査範囲の中に含まれますので、水生生物については把握していく予定です。調査方法は基本は「たも網」で行います。

片谷委員長

陸委員どうぞ。

陸委員

景観の予測で方法書の 226 ページになりますが、予測時期として施設が定常的に稼働する時としておりますが、この時期には現有施設は既に存在しないと考えてよいのでしょうか。

コンサルタント
味 澤

新しい施設が竣工した時に現有施設は存在しております。現有施設が取り壊された後を予測対象時期として考えております。

陸委員

そうすると、評価は現有施設が無い状態で評価をするけれども、実際は現有施設と新施設が両方存在する時期があるということですか。

コンサルタント
味 澤

そのとおりです。解体の時期については未定ではありますが、両施設が両方存在する時期はそれほど長くはないだろうと予想しております。

陸委員

両施設が存在する時期が最大でどのくらいかということも予測ができないということであれば、両方が存在するフォトモンタージュを作成いただいて、評価を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

味 澤

持ち帰らせていただきまして、検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

準備書段階では取り壊しの計画ができていないかもしれませんが、竣工後すぐに取り壊しを行うのであれば、必要ない場合もあるかもしれません。しばらく残置されるのであれば、それは景観の対象になりますので、検討させていただきたいと思えます。

陸委員どうぞ。

陸委員

調査対象地について、新施設の計画地がグラウンドということですが、ここの利用への影響について評価を実施するか、地元との話の内容などを記載いただくべきではないかと思えます。

事業者

現状のグラウンドについては、期間を限定してグラウンドとして活用している状況で

二 條	あり、利用者にも御理解をいただいているところです。そのため、触れ合い活動の場という意味ではあまり影響はないと思います。
陸委員	ほとんど利用されていないという調査結果が出ているということで良いですか。要するにしばらく使用が可能ないようにしてあり、ここに施設が建設されてしまったら使用できなくなりますので、代替措置などを検討する必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。
事業者 二 條	あくまでも新施設ができるまでの間の使用に限った形で地元の皆様にはご理解いただいているものでして、近年利用している少年野球の皆様についても施設ができるまでの利用として御理解いただいていますので、特に問題はないかと思います。
片谷委員長	微妙なところではありますが、何年か継続して利用されているとそれは環境の一部として見なされるという解釈も成り立つこともありますので、地元の了解済であるということならば、この触れ合い活動の場の箇所に注記としてその旨を記載いただければいいかと思えます。 梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	先ほどの現有施設の解体の件で、廃棄物の予測等については記載されていませんが、それはここで扱うようなことになるのでしょうか。
片谷委員長	これは事務局にお答えいただいた方がいいですね。できた後に解体する場合は別事業扱いですよ。
事務局 仙 波	事業の内容によりますが、一昨年実施しました湖周行政組合のごみ処理施設建設事業は、施設を解体してその跡地に建設したので一つの事業として扱いました。穂高広域施設組合の事業については別事業になるかと思いますが、その部分も含めて事前に計画が分かっているのであれば、一体としてアセス手続を行うことは差し支えありません。そこは事業者の判断になります。
片谷委員長	これは現有施設とは別の土地ですし、解体は別事業として見ることができるというのが条例上の規定です。ただし、竣工してすぐに解体を行うだとか、地元の住民の方々に対して環境保全の観点の姿勢を示すということであれば、解体後の廃棄物等についても予測・評価を行うということもいいかと思えます。 富樫委員どうぞ。
富樫委員	建設する場所が三川合流地点でありますし、糸魚川ー静岡構造線が通る場所でもありますので、自然災害に対する記載が必要だと思えます。例えば、水害や地震等について、どのような考え方をされているのかを過去の災害の歴史を踏まえて何らかの記載をお願いします。
片谷委員長	条例上の予測・評価項目には含まれていませんが、事業計画に防災計画等を追記していただくのは必要なことだと思います。災害対応等について記載することで住民の安心にもつながると思います。 鈴木委員どうぞ。
鈴木委員	地下水について、せっかく観測井を掘られるということですので、月1回の測定だけでなく、連続測定を検討してください。 また、ピットを掘る時にはどこから地下水が出てくるかわからないので、工事中における地下水には注意していただきたいと思います。

コンサルタント
味澤 持ち帰らせていただいて検討したいと思います。

片谷委員長 中村雅彦委員どうぞ。

中村雅彦委員 スライドの6ページに災害に強い施設と記載がありますが、この記載についてはもう少し具体的に記載してください。
それから、動物について、三川合流地点ということもありますので、三川合流地点の注目すべき動物に着目していますが、そうではなく、赤川は赤川で独自に調査をお願いしたいと思います。

コンサルタント
味澤 現地調査の中でそういった種が確認される可能性があるということで記載しています。方法書の作成に当たっては文献調査を実施しておりますが、この周辺にはより詳細に調査を実施している方もいらっしゃいますので、そういった専門家の方にお話を伺いまして、注目すべき種の調査を進めてまいりたいと思います。

片谷委員長 現地調査はこれからですので、その中で御対応いただくようお願いしたいと思います。調査実施時に委員に対して助言が求めることも事務局を通じて実施していただくのは可能ですので、その辺も含めて御対応ください。
大窪委員どうぞ。

大窪委員 注目すべき動植物の文献調査として、国交省のデータベースの高瀬川の合流地点の結果のみを抽出されていますが、もう少し前後のデータベースや文献そのものを調査することで注目すべき種も増えると思われしますので、御検討ください。
また、植物についても赤川の河川、わさび田の水路や本田の中等に希少な沈水型の水生植物がかなり存在すると思われるので、これらは踏査だけでは確認できないので、たも網等の使用を併用して実施いただければと思います。

片谷委員長 調査方法に関する御指摘ですので、できるだけ反映をお願いします。
小澤委員お願いします。

小澤委員 土壌汚染について、方法書の210ページに評価方法として、環境基準を環境目標としており、ダイオキシン類については基準が1,000pg-TEQ/gとなりますが、実際の現状の値はかなり低い値になるかと思われます。そのため、現状の環境を悪化させないという観点の目標も必要なのではないのでしょうか。

片谷委員長 今のお話は土壌汚染のみのお話ではありません。現状で環境基準を超過している場所はともかく、超過していない場所では環境基準を下回るのは当たり前の話です。評価の目標としては現状との比較を最優先するという方針をお願いします。
それでは本日のこの件に関する審議はこれで終わりとさせていただきます。他にも追加の御意見があるかと思いますが、明日以降の現地調査の時に事務局にお伝えいただくか、正月明けの一週目のうちに御意見をいただければ次の委員会までに事業者へ伝え、回答をいただくことが可能です。それではこの議題については以上とします。
では、ここで10分間休憩を取りますので、事業者の皆さんはここで御退席いただいても結構です。

(10分間休憩)

片谷委員長 では、議事の2番目「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正に

ついて」資料2と資料3の説明を事務局からお願いいたします。

技術指針と技術指針マニュアルの改正について事務局から御説明いたします。まず、資料2が「長野県環境影響評価技術指針改正案（10月1日施行）」であり、来年の10月1日に配慮書手続を含めて条例が完全施行されますが、それに合わせて技術指針もこの形で完全施行をいたします。来年の1月13日には配慮書手続以外の部分の改正条例が施行されますが、その時点では資料2-2として添付している配慮書の部分を除いた形で技術指針が一旦段階的に施行されます。資料2-3と資料2-4はそれぞれ1月13日時点と10月1日時点の技術指針の新旧対照表ですので、参考として御覧いただければと思います。

本日は資料2-1として、これまで技術委員会でいただいた御意見とその対応をまとめました。こちらを中心に関連する技術指針、技術指針マニュアルの部分を確認していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、資料2-1「環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルに対する技術委員会意見及びその対応（案）」についてお願いいたします。1番から5番までが今回新たに導入される配慮書手続に対する御意見です。1番で梅崎委員から、条例案を審議した8月の技術委員会での御意見ですが、「計画段階環境配慮書手続について、複数案だけでなく単一案も認められているが、計画段階のどの時点で実施するのか明確にすべきではないか」との御意見をいただいています。法や条例で配慮書の作成時期を具体的に規定していないため、最終的には事業者の判断になりますが、できるだけ早期に実施するのが望ましいため事業者へ指導をしていきます。技術指針マニュアルの配慮書部分については、本日は案としてお示ししていませんが、「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案を設定可能な時期に配慮書を作成することが望ましい旨の規定をマニュアルに設ける予定ですので、そのようなことから事業者を指導していきたいと思えます。

続いて2番、亀山委員より「道路のアセスメントでは500mの幅を絞る形で検討が行われる場合があるが、幅を広くとったものを絞り込むことも複数案として認めるのか」と御質問をいただいています。道路等の線的事業に関しては、御指摘のような形でルート幅を広くとった場合も複数案として認めることを考えています。具体的には今後作成する技術指針マニュアルの中で、面的事業・線的事業・点的事業それぞれの種別に応じて、複数案のあり方を例示する予定です。

次に3番、梅崎委員より「事業者が環境保全対策を講じることで重大な影響がある案を採用した場合に、配慮書に対する技術委員会の意見はどの程度強制力があるのか」と御質問をいただき、そして4番で亀山委員からは「技術委員会の意見に対して、事業者がどのように対応をしたか経緯を方法書に記載することになっているのか」との御意見をいただいています。こちらについては、技術委員会に意見を聴いて知事意見を述べますが、配慮書に対する知事意見については事業者がこれを勘案して方法書を作成すること、方法書に知事意見に対する事業者見解を記載することを改正後の条例に規定済です。技術指針の中では、資料2の2ページ、一番下の「方法書の作成について」の（1）事業計画の概要の策定の中に「策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する」としてありますので、方法書で環境保全の配慮に係る検討の経緯を記載することになります。そして、「配慮書段階の検討を行なった場合には、配慮書の内容を踏まえるとともに、知事意見を勘案する」との内容を明記しています。

続いて5番、富樫委員から「配慮書段階で複数案を検討して案を選定し、具体的な調査を進めたところ後戻りする必要が生じた場合、例えば、調査によって深刻な影響が判明した場合に、最初に決めた案ではなく別の案に戻ることができる規定が必要ではないか」との御意見をいただきました。こちらに関して、改正前の条例においては、例えば、事業実施区域の位置が300m以上変更になる場合など、一定の要件以上の変更が生じた場合に、方法書手続からやり直すとの規定があります。一方、条例改正によ

り新たに配慮書手続を導入いたしました。改正後の条例においても配慮書手続からやり直す規定は新たに設けていません。これは法においても同様ですが、配慮書段階というのはそもそも事業の計画段階であり、変更されることが前提になります。仮に、方法書段階では配慮書における複数案のいずれにも該当しない案が採用されたとしても、検討結果の経緯は記載する必要がありますが、手続としては方法書から行えばよいこととなります。もちろん、事業者が配慮書からやり直したいとの申し出があれば、一旦事業を廃止して、もう一度手続をやり直すことはできますが、配慮書からやり直す規定は特段設けていません。

次の6番から10番までは、今回、規定を充実した事後調査の関係になります。6番は片谷委員長より「技術指針の中の事後調査計画と事後調査の関係が分かりづらい。事後調査計画の中で事後調査の方法を、事後調査では結果の取り扱いを整理してはどうか」との御意見をいただきました。資料2の8ページから9ページにかけて、第11事後調査計画では、御意見のとおり事後調査の目的に始まり、事後調査の項目、手法、地域及び地点、期間というように事後調査の方法に関する内容を整理いたしました。そして、第12は「事後調査結果の検討」との項目名に変更し、実際、事後調査結果が判明した場合に、どのような検討を行ない、どのような環境保全措置の検討を行なうのか、という内容を記載するようにいたしました。同様の御意見を7番で亀山委員よりいただいておりますが、こちらでも事後調査計画のところに事後調査の方法等を記載し、併せて事後調査の目的も記載する形で分かりやすく修正いたしました。

続いて8番、小澤委員より「今回、事後調査計画と事後調査報告の公表を条例で設けたが、それを技術指針の中に記載する必要はないのか」との御意見をいただきました。技術指針については、事業者が環境影響評価を適切に行うための技術的な事項を定めており、御指摘のような公表に係る事務的な手続については、別途、事務処理要領や取扱要領を定めています。今までも方法書等の公表については同様の扱いをしてきましたので、条例改正により新たに必要になった手続についても同様に事務処理要領の改正等により規定をしていく予定です。

続いて9番、中村寛志委員より「事後調査の調査方法で、事業実施前の状況との比較について具体的に記載する必要があるのではないかと」との御意見をいただいております。こちらについては、技術指針そのものの修正はしていませんが、後ほど御説明する技術指針マニュアルの事後調査で記載の追加をいたしました。

次に10番、亀山委員より「技術指針第11の事後調査計画の中で、事後調査について予測、評価の不確実性の記載はあるが、調査段階の不確実性もあるため、それについても記載した方がよいのではないかと」との御意見をいただきました。こちらは、資料2の9ページ、「2 事後調査の項目」の中で予測及び評価の前に「調査」を記載し、「調査、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目等で選定する」といたしました。

11番以降は環境要素の追加の関係になります。まず「温泉」ですが、地熱発電を新たに対象事業に加えることに関して、11番で鈴木委員、富樫委員より「他県でも温泉を環境要素としているところがある中で、長野県は温泉が多いため、対象にすべきではないか」と御意見をいただいております。温泉については、現状でも水象や触れ合い活動の場の中で対象としていますが、水象の中の小項目として温泉を明確に記載いたしました。資料2の技術指針12ページの別表第2で「自然的状況」の「水象の状況」で河川、湖沼、地下水及び「温泉」等と明示しています。そして14ページ、別表第3に水象の調査の記載がありますが、「3 温泉」と調査方法にも明示をいたしました。また、18ページの「影響要因—環境要素関連表」の中で水象の小区分として、河川、湖沼、地下水の次に「温泉」を明示いたしました。併せて、技術指針マニュアルの水象に温泉に係る必要な記載を追加しています。

続いて12番、梅崎委員より先ほどの別表第2に温泉が加わったことに関して「温泉の利用状況についても記載が必要ではないか」と御意見をいただいております。12ページの別表第2ですが、温泉の利用については水象における利水ではなく、レクリエーション利用としての触れ合い活動の場で対象にすることとしています。したがって、

別表第2の中では「社会的状況」の「水域の利用状況」への記載ではなく、「自然的状況」の「触れ合い活動の場の状況」のところで、野外レクリエーションの場等の後に「利用状況等を含む」という形で追加し、明示をいたしました。

続いて13番については、環境要素の「風害」について野見山委員より「ほとんどの政令市では対象にしており、都道府県では規定していないところが多いがその理由は何か。そして、都市部でない所でも導入をしているので、長野県においても環境要素に加えることを検討すべきではないか」と御意見をいただいています。御意見を踏まえて、他県の状況を調査いたしました。風害は高層建築物の建設によるその周辺での局所的な風の影響、いわゆる「ビル風」を対象にしており、基本的には高層建築物をアセス対象事業にしている自治体で環境要素にしている状況です。しかし、他県でもそうとは限らない所もあり、本県では今回の条例改正で事業の目的を問わない「工作物の用に供する一団の土地の造成」を新たに対象事業に加えましたので、その中で高層建築物が建設される可能性も否定できないため、技術指針の11ページ、別表第1の、「その他の環境要素」として新たに加えることとした「日照障害、電波障害、光害」に「風害」を追加した形で対応をいたしました。それに併せて、技術指針及び技術指針マニュアルの「その他」の環境要素の関連部分に必要な記載を追加しました。

続いて14番、放射性物質について、今回、環境要素に加えない方向の事務局案をお示しましたが、片谷委員長から「放射性物質について、案件が生じた場合には事業者の方で実状に応じて環境要素として追加し、技術委員会としても専門委員を呼んで審議する対処でどうか」と御意見をいただいています。技術指針の中では、事業特性を考慮して技術指針に記載のない事項も必要に応じて勘案するとの規定もありますので、技術指針で環境要素としての記載がなくても、必要に応じて知事意見で評価項目に加えるように述べることは可能です。これまでのごみ処理施設の事例の中でも、自主的に放射性物質のモニタリングを行ったこともありますので、今回は、放射性物質を新たな環境要素として加えずに、必要に応じて事業者に対応を求めていきたいと考えています。

次に15番、亀山委員から技術指針の別紙の中で、「ミティケーションの種類を5段階に分けているが、5段階に分けているところは少なく、回避、低減、代償の3段階にしていることが多い。どこまでが回避で低減、代償なのかははっきりしない部分もあるため、まとめたらどうか」と御意見をいただきました。こちらについて、現在、5段階に分けて対応をしていますが、実際の環境保全措置がどの種類に該当するのか判断に迷う部分がありました。そのため、御指摘を踏まえ3段階にまとめ、併せて技術指針マニュアルの改正も行いました。

同じく別紙の関係ですが、16番、亀山委員から「環境に対する影響緩和」という言葉は、「環境保全措置」に置き換えても良いのではないかと御意見をいただきました。本日の穂高施設組合の方法書の中にも出てきましたが、「環境に対する影響緩和」は環境保全措置の優先順位を含めた考え方であり、技術指針マニュアルにおいて評価の方法として位置付けています。そのため、こちらの用語については現状のままで考えています。

続いて、17番、陸委員より資料2の18ページの「影響要因—環境要素関連表」で、今回、供用後に工作物を撤去するような場合も影響要因として明確にするため追加をいたしました。前回お示した案では「存在・供用による影響」の中での「工作物の撤去・廃棄」という形で示していました。しかし、存在・供用した後に、廃止して撤去する流れになるので、「存在・供用による影響の中に含めるのはおかしいのではないかと御意見をいただきました。それを踏まえ、「工事による影響」「存在・供用による影響」に加えて「供用後の工作物の撤去・廃棄による影響」と別に項目を設けました。

次からは技術指針マニュアルの内容になります。委員の皆様にはフラットファイルでお渡ししていますが、「資料3 長野県環境影響評価技術指針マニュアル改正案」をお願いいたします。こちらのマニュアルについては、現行のマニュアルから削除した

箇所は赤で、追加修正した箇所は青で表示しています。前回までの議論でマニュアルの項目のうち、「総論」「水象」「その他の環境要素」「資料編」について、一度議論をしていただいていますので、そこから修正があった箇所を黄色のマーカーで示しています。また、先ほど少し触れましたが、今回の改正では配慮書に関する改正はまだ行っていません。先ほど申し上げた内容を盛り込む予定ですが、第2段の改正として今後検討を行ない、可能であれば来年の3月までに2段階目のマニュアル改正をお示しする予定ですので、よろしくお願いたします。

18番で梅崎委員より「総論の中の0-1ページから0-2ページにかけて、用語の分かりづらい部分がある」と御指摘をいただきました。0-1ページの下の方の四角の囲みの中、「環境基本計画における長野県の将来像」の部分は項目名だけを記載していましたが、少し長くなってしまいましたが実際にどのような内容を含んでいるのか追記する形にして、分かりやすくいたしました。

合わせて19番で塩田委員からも特に行政用語について「説明が必要な部分には追記をすべき、『環境エネルギー政策』というの是一般に使われる用語ではない」との御意見をいただきましたので、環境エネルギー政策については資料の0-2ページ、四角の枠の欄外に説明を追加いたしました。

続いて20番、鈴木委員より総論の0-5ページ、今回追加をした「電気工作物の建設」の明らかにすべき事業計画の内容として、最後の太陽光発電所についてはパネルの設置面積のみを記載していましたが、「それ以外にもパネルの高さ等も必要ではないか」と御指摘をいただき、併せて片谷委員長からは「パネル一枚の大きさも必要ではないか」と御意見をいただきました。こちらについて、事務局でも更に検討を行ない、「枚数・最大高さ・角度」「太陽光パネル単体の面積」を、明らかにすべき事業計画の内容として追加いたしました。

次に21番、亀山委員より技術指針マニュアルの中の総論の0-33ページからになります。それぞれの環境保全措置を図で示していましたが、「保全すべき環境の中にも、例えば猛禽類でいえば営巣中心域や高利用域など、より保全の重要度が高いエリアがあるので、そのような部分も含めて示すべきではないか」と御意見をいただきました。それを受けてこちらの図でいうと、青い二重の丸にし、そこを「重大な影響を受けるおそれのある環境」として、改変しないことが分かるように図を修正いたしました。0-33ページが回避、0-35ページに低減、0-37ページに代償を記載しましたが、他に参考とすべき例がなく、特に代償の書き方について、「重大な影響を受けるおそれのある環境は代償すべきエリアではない」という意図で記載したのですが、御意見があればいただきたいと思っています。

同じく環境保全措置ですが、22番で中村寛志委員より「回避、低減、代償のどれか一つということではなく、両方行う事例もある。実際、上伊那広域のミヤマシジミの事例では、低減と代償を併用した影響緩和措置を取ったので、記載を工夫すべき」と追加意見をいただきました。これは、マニュアルの0-41ページ、フローチャートの中で「低減を検討し、影響を全て低減することが困難な場合は、理由を明確にした上で、影響の一部又は全ての代償を検討する」と、低減と代償を併用する場合があるということが分かるような記載に修正いたしました。

続いて23番、亀山委員の御意見ですが、環境要因—環境要素関連表の中で、技術指針マニュアルでは事業ごとに例示をしており、マニュアルの56ページが今回、太陽光発電について例示をしたものです。こちらについては、先ほど陸委員の御意見を踏まえて、供用後の工作物の撤去・廃棄による影響は、ランクを上げて区分を設けました。前回は、太陽光パネル等の撤去・廃棄のみの記載でしたが、太陽光パネルがそのまま放置されると影響が大きくなりますので、太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化についても記載し、緑化を行うことに関しても右側の各項目について予測・評価を行うような例示に修正をいたしました。

24番以降は個別の項目になりますが、騒音、振動、低周波音について塩田委員より具体的な修正内容を含めて多くの御意見をいただきました。ここでは主な内容のみを

記載しましたが、騒音、振動、低周波音のところでは修正をしている内容は基本的に塩田委員からの御指摘を反映した部分という形で御覧いただければと思います。24番で用語について「JISあるいは騒音・振動規制法等に記載されている用語との統一を図るべき」とご意見をいただきました。具体的には、自動車騒音や道路交通振動等の用語をそれぞれの項目で修正しています。

次に25番ですが、最近の新しい概念として騒音について暗騒音だけではなく「残留騒音」という概念が示されており、残留騒音についてマニュアルの騒音の項目の2-1ページに記載をいたしました。暗騒音というのは事業の影響による特定の騒音だけを除いたものですが、残留騒音という考え方は他の事業による特定騒音を全て除いた概念であり、それについて、2-1の(2)の環境要素のところ、表として用語を整理し、下に図を示しました。残留騒音はどのような時に活用をしていくのかということ、2-6ページを御覧ください。長野県の場合は良くあるのですが、用途地域の未指定地域、市街化調整区域又は環境基準が設定されていない地域や、静寂さ・静穏さが優先される地域については、残留騒音についても調査を行い、それを用いた評価も検討すべきということです。実際の評価については2-16ページの上から3つ目のポツ、残留騒音+3dBを目標値にする考え方を例示しています。これは、残留騒音と新たな事業による特定音源の騒音レベルが同レベルであれば、合成されると+3dB程度になるということで、このような考え方を示しています。

続いて26番が低周波音についてですが、「超低周波音と騒音領域も含む低周波音の周波数を明確に定義すべき」と御意見をいただきました。マニュアルの低周波音の4-1ページを御覧ください。4-1 前提の「考え方」の下の方で、超低周波音レベルが周波数1~20Hz、それ以外の周波数1~100Hzというのを明確に定義し、その後の用語として使用しています。

次に27番ですが、先ほどの穂高広域の審議の際にも御意見をいただいた内容です。マニュアルの4-8ページ、低周波音の評価の方法として、技術指針マニュアルには元々「低周波音問題対応の手引書を基本とする」という記載がありました。こちらは、先ほど塩田委員からもお話しがありましたように、環境省から使用しないように通知が出ていますので削除し、その代わりに「ISO226:2003」「Moorhouseの評価曲線」を記載いたしました。今後はこちらを参考に事業者にも指導をしていきたいと思っております。

続いて水象について、今回「温泉」を項目に含めたため、いくつか修正を行っています。28番、鈴木委員からの御意見でマニュアルの水象の7-9ページ、表の中の温泉の調査内容の部分で「pH、電気伝導度を追加すべき」ということと、温泉成分について、水素イオン濃度を下に記載していましたが、pHを上に記載したので、「陽イオン、陰イオン等」という形で修正いたしました。同じ内容で7-13ページにも具体的な調査方法を本文中に記載している部分がありますので、7-14ページにかけてもpH、電気伝導度を追加いたしました。

次に29番、富樫委員から温泉の調査内容の中で「温泉利用の歴史についても追加すべき」と御指摘をいただきました。御意見では先ほどの7-9ページの調査項目に追加するということでしたが、温泉の利用については「触れ合い活動の場」で対象としています。水象の7-2ページ、環境要素の内容、観点の表の「利水及び水面利用」において、「レクリエーション及び温泉の利用については、触れ合い活動の場で扱う」ことを明記いたしました。併せて、マニュアルの触れ合い活動の15-3ページで、予備調査の内容として利用の歴史についても調査することを追記しています。これにより温泉の利用の歴史については、触れ合い活動の場の中で調査を行なうという形で位置づけたいと考えています。

続いて30番、31番ですが、同じく温泉に関して梅崎委員から「温泉の成分について地下水質のところでも扱うべきではないか」ということと、鈴木委員からも「地下水について、水象では水量という観点で議論し、水質については地下水質で議論しているので同様に扱うべきではないか」ということ。そして「地下水や河川水に影響が出るといふことも考えられるので、そのような観点からも検討が必要ではないか」と言

う御意見をいただいています。地下水について地下水質としても取り上げているのは、地下水の環境基準がありますので、その基準と照らし合わせての評価をしている部分があります。温泉水についても、地下水の一種として考えると地下水の環境基準が適用されますが、仮に環境基準を超過したとしても温泉としての利用が制限される訳ではありません。温泉の水質、あるいは温泉からの排水を環境影響評価の中で取り扱う場合は、温泉水としてではなく地下水として考え、地下水質の中で扱うことが可能ですので、温泉水としては、温泉の成分等を水象の項目で扱うという形で、今回は整理させていただきたいと考えています。

次に32番ですが動物、植物、生態系について、中村寛志委員からいくつか御意見をいただいています。その中で、先ほども触れましたが、植物の事後調査の関係について、マニュアルの11-20ページ、11-8 事後調査の(3)事後調査の方法で、これまでは「現況調査の手法に準じる」という記載だけでしたが、調査の目的も加えて「評価書における調査及び予測結果との比較を行うため、現況調査手法に準じて実施する」という形で記載を追加しています。動物についても同様に記載を追加しています。生態系について、マニュアルの13-18ページ、同じく事後調査の(3)事後調査の方法で2点追加していますが、1つは「評価書における調査及び予測結果との比較を行うため」という植物、動物、生態系で共通の修正になります。2つめは「種構成、個体数の変化を評価する際には、多様性指数や類似度指数を用いた定量的な解析を検討する」という記載を追加しています。これは、中村寛志委員からこのような手法を取ることについて御意見をいただいております。現在、中村寛志委員にはこの部分の参考資料として付けるものはないか、御検討をいただいているところです。参考資料として付けられるものがあれば、その資料を参考に定量的な解析を行うという形で記載を修正したいと考えています。32番の意見について、定量的な解析という部分ですが、マニュアルの植物、11-17ページをお願いいたします。直接的な影響として、事業によって群落がどのような影響を受けるのか、定量的に示すということを本文中には記載していませんが、実際の参考例として表を付け加え、事業者がアセス図書の中で整理し、より分かりやすい形で示していただくこととしています。動物についても同様にマニュアルの12-15ページの下のところ、動物の場合は注目すべき種の生息地の改変量等の予測ということで、工事によってどの程度、現況の生息地が改変されるのか定量的に示して、評価を行っていただくために参考例の表を追加しています。生態系もマニュアルの13-15ページ、こちらも同じように生態系への影響を定量的に表で図示するよう記載例を追加しています。その他にもいくつか中村寛志先生から御意見をいただいた部分があり、それらを反映しています。

その他の環境要素について33番で塩田委員から、マニュアルの19-2ページで「予備調査の項目の電波障害については詳細に記載しているが、他の項目は記載が少ないのでバランスを取るべき」と御意見をいただきましたので、他県のマニュアル等を参考に日照障害、風害、光害についても調査内容を追加いたしました。

次に34番、35番は光害の関係で、34番では亀山委員より可視光以外も重要だと御意見をいただきました。マニュアル、その他の環境要素の19-1ページ、(1)考え方の[光害]で、「また、事業実施区域周辺において、可視光以外の電磁波の影響を受ける懸念のある人の活動が行われている場合は、必要に応じて環境影響評価の対象とする」と可視光以外の光も対象にする旨を明確にしています。

35番で塩田委員から、光害について「アメリカの事例ではビルからの反射光の高速道路の運転者に対しての影響が懸念されている」という事例の御紹介がありました。今回、太陽光発電でもパネルからの反射光の影響が懸念されますので、光害で反射光も対象にするため、同じくマニュアル 19-1 ページ、(1)考え方に「光害とは、照明器具から照射される光の影響」の他に、「工作物による反射光などが」と記載して反射光も対象にすることを明確にし、それ以降の予備調査のところにも反射光の記載をしています。駆け足でしたが、御意見を踏まえての修正内容を御説明いたしました。事務局からは以上です。

片谷委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>各委員からの御意見に対してどういう対応をしたかということ資料2-1にまとめてあります。加筆修正としては本日が最終確認ということですので、もしお気づきの点がありましたらこの場でお願いします。梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	<p>資料2-1の23番の供用後の工作物の撤去・廃棄の影響について、太陽光パネルを例にとると、供用後の撤去というのは、それ自体を撤去するということですので、供用終了後の撤去とした方が良いのではないのでしょうか。議事(1)で議論した供用開始後の旧工作物の撤去と区別をする必要があるかと思います。</p>
事務局 仙波	<p>承知いたしました。そのように修正します。</p>
片谷委員長	<p>佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>資料2-1の35番の意見に対する対応がフォローできなかったのですが、どこに記載されているのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>19-1ページの考え方の中で光害についての説明がありますが、照明器具から照射される光がその目的とする照射対象範囲外に照射されることで人の活動や動植物に悪影響を及ぼすこと、というのが一般的な定義です。そこに工作物による反射光という文言を加え、反射光の影響を含むことを明確にしたということです。</p>
片谷委員長	<p>梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	<p>資料2-1の18番については、引用を追加する形で整理していただいたので、これはこれで結構だと思いますが、個人的には環境影響評価なので、自然環境と生活環境の方が分かりやすいと思います。大気環境と水環境が別にあると分かりにくいので、これは機会がありましたら議論した方がいいかなと思います。</p>
事務局 仙波	<p>用語集のようなものを作れるところまでできればよかったです。作業的に間に合わなかったもので、配慮書に関する改正の段階で対応できる部分については検討したいと思います。</p>
片谷委員長	<p>用語集についてはあとから追加で出すということでも構わないと思います。中村寛志委員どうぞ。</p>
中村寛志委員	<p>資料2-1の32番について、いろいろ工夫していただいてありがとうございます。最後の生態系の13-15ページに記載していただいた表について、構造を評価するのは環境単位で評価することになり、相互関係については指標種で評価することになるので、表の記載について御検討ください。</p>
事務局 仙波	<p>分かりました。記載を工夫します。</p>
片谷委員長	<p>陸委員どうぞ。</p>
陸委員	<p>影響要因に供用終了後の工作物の撤去及び廃棄が記載いただきありがとうございます。この記載の仕方について、工作物の撤去・廃棄についても存在供用と同じように地</p>

形改変や緑化などがあるのではないのでしょうか。

事務局
仙波

供用終了後に大規模な撤去・廃棄が行われれば、同様の影響要因があるかと思いますが、供用後の撤去の計画まで定まっている事業は少ないだろうと想定して、細かくは記載しておりません。必要に応じて項目を追加して使用していただくということで考えていますが、その辺りが分かるように記載を工夫します。

片谷委員長

かなり指摘に沿って対応いただきましたので、ほぼ固められた段階かと思います。残ったものは文言レベルの最終確認かと思いますので、事務局で最後の確認をしていただいて、最終的には私が委員長の立場で承認することになるかと思いますが、その他御発言はありますか。

事務局
仙波

一点よろしいのでしょうか。先ほど説明の中でも申し上げましたが、0-37 ページの代償の図で、重大な影響を受けるおそれがある領域はそもそも代償の対象にならないという趣旨であれば記載しない方がよいとも思いますが、いかがでしょうか。回避や低減についてはその部分の改変は避けるという意味で記載しています。

片谷委員長

代償については一般的に自然系のことになりますので、自然系の御専門の先生方の御意見を優先したいと思います。
中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

例えばミヤマシジミでいいますと、食草で生活している場所が青い範囲で、それ以外に成虫の吸蜜活動を行うエリアがグレーのエリアとなり、吸蜜エリアは別の場所で代償をするという理解かなと思います。

片谷委員長

この青い範囲は最も重要なので手をつけずに残して、それ以外のグレーの範囲は代用的な環境に移すということですね。

事務局
仙波

ミヤマシジミの食草の部分であれば、そこを含めて代用的な環境に移すことは可能と思いますが。

中村寛志委員

例えばオオムラサキなどはエノキがありますが、エノキを移動することはできません。それはその場に残すしかありません。

片谷委員長

前のページの絵は二つとも代用的な環境ですね。保全すべき環境と位置的に重なっているようですけども。

事務局
仙波

例えば、新しい工場の敷地内にビオトープを設け、事業者の敷地の外にも代用的な環境を設けるというイメージです。

片谷委員長

代償であっても残すべきものは残せというのが0-37 ページの図の意味ですね。青い領域については移せる場合も移せない場合もあり、植物は特にそうですが、移植すると枯れてしまうものについては残して、それ以外は代用的な環境に移すというイメージですか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

この青い領域が事業計画の中核の部分に重なると問題になるかと思います。

片谷委員長

土地の造成であれば事業計画地の中に手をつけない部分を残すことはできます。そのため、手を付けずに残すことは不可能ではないですね。

大窪委員	不可能なこともあると思います。現状を担保できないということが想定される場合もあります。
片谷委員長	これは代償の例なので、その場合は回避しなければならない話だと思います。
大窪委員	代償の場合は青い領域は残さないということなので、ここに残っているのも違和感があります。
事務局 仙波	<p>明日の現地調査には亀山委員もいらっしゃいますので、亀山委員にも相談した上で、再度委員にも見ていただいて確定したいと思います。</p> <p>技術指針本体については本日委員長の一任という形にさせていただければと思います。マニュアルについては告示する必要がありませんので、もう少し時間はあります。もう一度各環境要素の部分を確認いただきまして、何か御意見ありましたら1月8日までにいただきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>それでは資料2の技術指針改正案は本日で確定とさせていただきます、字句修正等に関しましては私に御一任していただくということで御了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>今、事務局からお話がありましたとおり、マニュアルに関してはもし追加の御意見があれば1月8日までに御連絡ください。それではこちらにつきましては以上とさせていただきます。</p> <p>では、議事のその他が残っていますので、資料4について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 仙波	<p>資料4については、前回の技術委員会の中で御議論をいただいた「伊駒アルプスロード計画段階環境配慮書」の関係です。資料4をまとめるに当たり、資料4-1が前回の第3回技術委員会でもいただいた御意見と追加提出をいただいた御意見に対して、事業者の見解を含めて整理したものです。このうち、知事意見（案）の方に反映させているのが、1番、5番、8番、9番、10番になります。そこだけ簡単に御説明をいたします。</p> <p>1番、事業の経緯の部分ですが片谷委員長から、「今回のルート帯で南側では2案だったが、北側が1案になっているのは何故か」との御質問がありました。事業者からはPI（パブリック・インボルブメント）手続の中で北側についても2案を絞り込んだ経過があるとの説明がありました。その経過も記載すべきではないかという御意見をいただいています。</p> <p>5番、事業の目的として大窪委員から「国道153号の慢性的な混雑、そして中央道の代替道路の他にも駒ヶ根、伊那間に広域農道がある」と御指摘をいただいています。方法書以降になると思いますが、事業の目的を記載する場合には広域農道も含めた形で、できるだけ分かりやすく書面を作るようにとの御指摘です。</p> <p>8番、富樫委員からの追加意見として、「今回の配慮書の中でも、重要な地形及び地質として天竜川右岸の河岸段丘と新期断層が記載されている。また、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点から重要な環境要素であることから、環境保全対象並びに調査・予測及び評価対象に加えるべき」と御意見をいただいています。</p> <p>次に9番は、中村寛志委員から貴重な動物の生息位置の情報として、ミヤマシジミ、スジグロチャバネセセリ、オオムラサキの生息情報の提供をいただき、できる限り回避・低減するルート設定を求めている内容です。</p> <p>最後10番ですが、片谷委員長から追加の御意見として「評価結果の中でそれぞれの環境要素に対する優劣については書いてあるが、総合評価としての結論が記載されていない。複数案のまま方法書以降の手続を進めるのであれば、その旨を配慮書に記載する必要があります。また、絞込みを方法書段階で行い、その経緯を方法書に記載するならば、経緯を方法書に記載するということを配慮書に記載することが、分かりやすいアセス図</p>

書の観点から必要ではないか」という御意見をいただいています。

続いて資料4-2は、県関係機関からの意見です。単純な誤りの指摘もありますが、3、4、5、6、7で動物に関して御意見をいただいている部分を知事意見に反映するように案を作成しています。3番は中村寛志委員からの御指摘と重なりますが、「ミヤマシジミの生息地が検討しているルート帯に入っている」という意見、4番は魚類に関して「スナヤツメ、アカザが生息する可能性が高い」という意見、5番は両生類に関して、「ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、アカハライモリが生息する可能性が高い」という意見、6番は鳥類に関して、「オオタカ、ハチクマ、ハヤブサ、イカルチドリ、アカモズ等」の生息の可能性を指摘するもの、7番は先ほどの富樫委員と重なる部分がありますが、「河岸段丘林が動物たちの移動ルートとして利用されている可能性がある」という意見が出されています。

以上の内容を踏まえ、資料4のとおり、「全般」「地形・地質、景観」「動物、生態系」として4つの意見を案としてまとめています。配慮書を修正する手続は環境影響評価手続にはありませんので、配慮書に対する知事意見は、基本的には今後の詳細なルート、構造の検討に当たっての配慮や方法書以降の手続において考慮してほしいという意見となることを前提に作成しています。

まず、[全般]として「方法書以降の図書の作成においては、事業に係る目的や複数案の絞込みの経過等について丁寧に記載し、より分かりやすい図書となるよう努めること」ということで、技術委員会意見の資料4-1の1番、10番の片谷委員長からの御意見と、5番の大窪委員の御意見を反映しています。

2の[地形・地質、景観]について資料4-1の富樫委員の意見を反映し、「重要な地形・地質として、天竜川右岸の河岸段丘及び新規断層が記載されているが、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点からも重要であることから、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、段丘崖や新規断層等の地形・地質について、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること」という形にしています。

3の[動物、生態系]として「事業実施想定区域及びその周辺区域は次の重要な動物の生息地となっている可能性が高いため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること」として、想定する昆虫類、魚類、両生類、鳥類について例示をしています。こちらは中村寛志委員からの9番の意見と県関係機関からの3～6の意見を反映したものです。

最後4番、こちらも動物、生態系として「河岸段丘林について野生動物の重要な移動ルートとして利用されている可能性が考えられるため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて利用状況の調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること」という形で、県関係機関からの7番の意見を反映し、以上4点をまとめました。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今説明のありました資料4、4-1、4-2につきまして、御意見等ありましたら承ります。

大窪委員どうぞ。

大窪委員

資料4の3番について、植物についても同じような対応をしていただくため、希少な植物の追加をお願いしたいのですが。

事務局
仙波

今、具体的な例示は可能でしょうか。大窪委員が現地調査に参加されるのは24日ですが、その時まででも構いません。そこでいただければ、植物についても具体的な種名等を記載し、動物と同様の対応をしたいと思えます。

大窪委員	それと植物以外の昆虫類についても記載した方がよいかと思いますので、それもお願いいたします。
片谷委員長	ここでは具体的な種名は後日やり取りをしていただくということで、そういうことを追加するというところだけ了解するというところにしたいと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。
大窪委員	もう一点、4番では河岸段丘林だけではなくて、断層でできた斜面樹林というのもあり、そちらを追加していただく必要があるかと思います。富樫委員としては2番で断層由来の斜面樹林等については記載しなくてよいのでしょうか。
富樫委員	細かいところまでは分からないので、その部分を景観保全や緑地保全の観点からという形で表現しました。
大窪委員	4番では河岸段丘林だけではないという形で文言を修正した方が良いのではないのでしょうか。
片谷委員長	これは配慮書に対する意見ですので、方法書以降に詳細な内容が出てきた時に、御意見をいただいても十分間に合うかと思います。配慮書に対する意見なので、そこまで文言にこだわらなくてもいいかと思います。 富樫委員どうぞ。
富樫委員	2番の段丘岸となっていますが、これは誤植で、正しくは段丘崖です。
事務局 仙波	修正をいたします。
片谷委員長	他にいかがでしょうか。特に御発言が無いようですので、大窪委員の御指摘に基づく文言の修正と種名の追加、富樫委員の誤植の修正を条件としてこの案を承認したということにいたしますがいかがですか。ありがとうございます。それではこの案について修正を条件として認められたものとしします。修正されたものの確認についても私の方で一任いただきたいと思います。ありがとうございます。 では、今後の審議予定について、事務局からお願いいたします。
事務局 仙波	今後の審議予定ですが、第5回技術委員会を1月21日（木）の14:30から本日より同日 議会棟404、405号会議室で開催し、穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書の第2回審議を引き続きお願いいたします。 また、諏訪市で計画されています太陽光発電所に係る環境影響評価方法書が改正条例の施行日である来年1月13日以降早々に提出される予定ですので、その第1回審議をお願いする予定です。開催通知については、追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお申し上げます。 なお、先ほど委員長からもお話があったとおり、穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書及び技術指針マニュアルの改正に係る追加のご意見等がありましたら、来年1月8日（金）までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。 穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設の方法書に関する御意見については、明日以降の現地調査を踏まえての御意見もいただいで、追加でいただいた御意見は事業者の見解を確認し、次回の委員会の資料にしたいと思っております。

技術指針マニュアルについては、御意見をいただいた委員の方と個別に調整の上、配慮書に係る規定を除いて、来月のできる限り早い時期に改正案を固めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、明日の23日から、24日、25日の現地調査ですが、本日委員の皆様には諏訪市のメガソーラー計画の現地調査資料を配布していますので、事前にお目通しをお願いいたします。現地調査の詳細なスケジュールをまだ御連絡しておらず、申し訳ありません。早急に送付をさせていただきます。集合場所や現地までの交通手段等についてもその際にお伺いして調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

一点確認ですが、今日の穂高クリーンセンターの方法書はあと何回で知事意見になりますか。

事務局
仙波

1月と2月の2回です。2月の時に技術委員会意見を確定させたいと思っています。

片谷委員長

では、新規の追加御意見はどんなに遅くとも1月21日の委員会までにはお願いいたします。2月19日が技術委員会意見の作成となりますので、それまでに間に合うように御協力をお願いいたします。

ただいまの説明に御質問はありますか。特に御発言もないようですので、以上をもちまして本日の審議を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局
寒河江

それでは、第4回技術委員会をこれで終了いたします。
ありがとうございました。